



中間処理施設整備事業用地における 土壌汚染対策について

要 旨

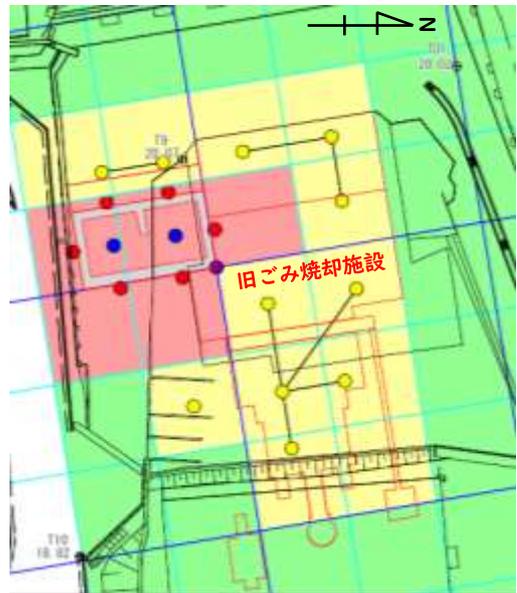
中間処理施設整備事業用地内で確認された、旧ごみ焼却施設の貯じんピット内の汚染土について、土壌汚染の由来に関する調査を進めるとともに、学識経験者の見解を踏まえ、関係機関と協議した結果、新たに土壌汚染状況調査を実施することとしました。

土壌汚染の由来に関する調査

- ・旧ごみ焼却施設解体時の記録や資料を探索したところ、旧ごみ焼却施設のパンフレット、平面図、立面図及び断面図は確認されましたが、その他の資料は確認できていません。
- ・旧ごみ焼却施設の操業、解体工事に従事するなど、関係した元職員に対してヒアリングを実施しましたが、土壌汚染の原因や由来は特定できませんでした。

土壌の汚染状況に関する調査方法

- ◎貯じんピットの内側（●地点）
2箇所にてボーリング調査・分析を行い、基準値を超える特定有害物質の種類を特定します。
- ◎貯じんピットの周囲（●地点）
ピットの周囲6箇所にてボーリング調査を行い、●地点にて基準値を超過した特定有害物質を対象とした土壌分析を行い、貯じんピット周辺における環境面での安全性を確認します。
- ◎過去の土地利用状況に応じた調査（●地点）
旧ごみ焼却施設稼働時の地盤高さから深さ50cmまでの土を採取・分析し、貯じんピット内にて基準値を超過した特定有害物質を対象とした土壌分析を行い、拡散状況を確認します。



調査地点図

今後の予定

- ・調査の進捗に応じ、適宜、地元自治会、清水町、及び報道機関に対し情報提供を行います。
- ・調査結果に基づき、汚染土の最終的な処理方針を決定します。

お問い合わせ先

沼津市役所 生活環境部 新中間処理施設整備室
直通：055-934-4889